

平成 28 年度大気汚染防止法に係る施行状況について（概要）

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、平成 28 年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表 1 及び図 1 に示す。

平成 28 年度末現在のばい煙発生施設数は 217,673 施設であり、平成 27 年度末より 973 施設増加している。また、種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表 2 に示すとおり、ボイラーが 134,496 施設（61.8%）と最も多く、次いでディーゼル機関の 38,999 施設（17.9%）となっている。

表 1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成 24 年度	217,132	172,467	44,665	88,343
平成 25 年度	217,555	171,764	45,791	87,834
平成 26 年度	217,310	171,799	45,511	88,440
平成 27 年度	216,700	170,009	46,691	87,949
平成 28 年度	217,673	169,327	48,346	87,727

(注 1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注 2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

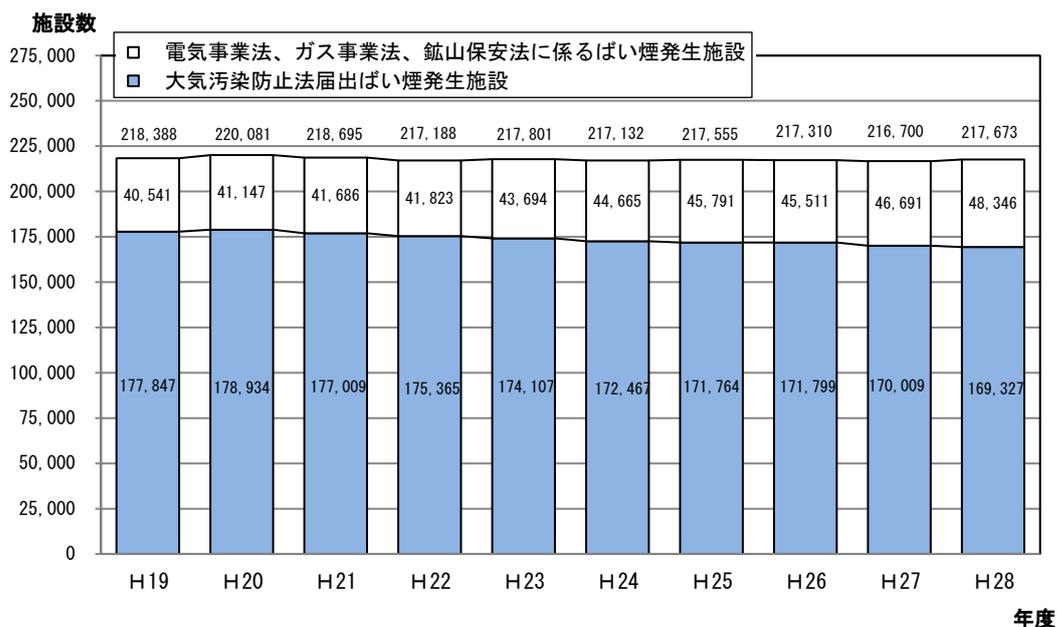


図 1 ばい煙発生施設数の推移

表 2 種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	134,496	61.8
ディーゼル機関	38,999	17.9
ガスタービン	10,415	4.8
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,446	3.4
乾燥炉	6,683	3.1
廃棄物焼却炉	5,018	2.3
金属溶解炉	3,897	1.8
窯業焼成炉・溶融炉	3,072	1.4
その他	7,647	3.5
合計	217,673	100

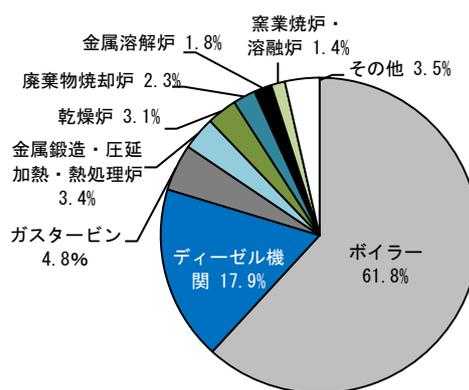


図 2 種類別のばい煙発生施設数の割合

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

VOC排出施設数の推移を表 3 及び図 3 に示す。

平成 28 年度末の VOC 排出施設数は 3,445 施設（1,091 工場・事業場）であり、平成 27 年度末より 13 施設増加している。施設種類別の VOC 排出施設数及び割合は、表 4 に示すとおり、「粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設」が 953 施設（27.7%）と最も多く、次いで「塗装施設」の 732 施設（21.2%）、「塗装用の乾燥施設」452 施設（13.1%）となっている。

表 3 VOC 排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 (注1)	電気・ガス・鉱山 (注2)	
平成 24 年度	※3,532	※3,530	2	※1,119
平成 25 年度	※3,528	※3,526	2	※1,107
平成 26 年度	※3,480	※3,478	2	※1,085
平成 27 年度	※3,432	※3,430	2	※1,091
平成 28 年度	3,445	3,443	2	1,091

(注 1) 大気汚染防止法届出 VOC 排出施設

(注 2) 電気：電気事業法に係る VOC 排出施設、ガス：ガス事業法に係る VOC 排出施設、鉱山：鉱山保安法に係る VOC 排出施設

※ 報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。

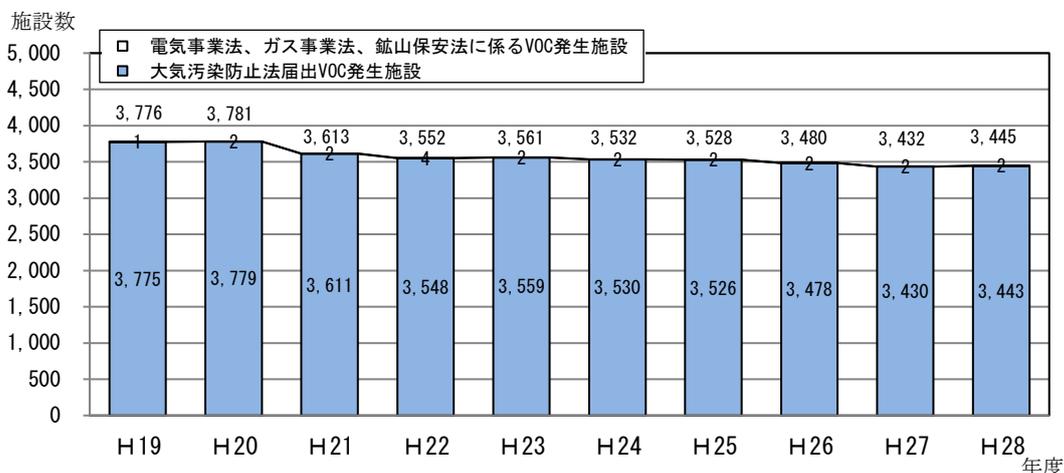


図 3 VOC 排出施設数の推移

表 4 施設種類別の VOC 排出施設数及び割合

施設種類	施設数	割合 (%)
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	953	27.7
塗装施設	732	21.2
塗装の用に供する乾燥施設	452	13.1
印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る)	339	9.8
接着の用に供する乾燥施設	233	6.8
VOC を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	224	6.5
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える VOC の貯蔵タンク	213	6.2
工業の用に供する VOC による洗浄施設	176	5.1
印刷の用に供する乾燥施設(オフセット印刷に係るものに限る)	123	3.6
合計	3,445	100

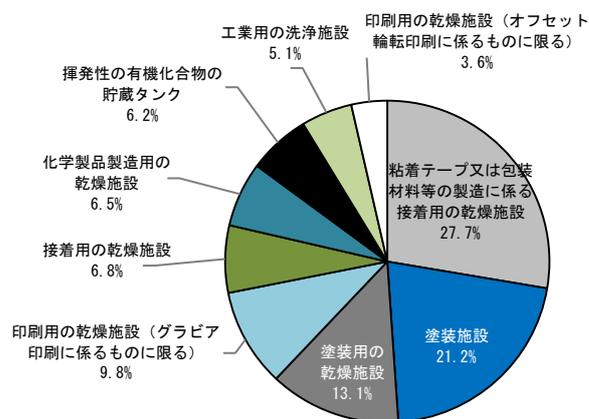


図 4 施設種類別の VOC 排出施設数の割合

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表 5 及び図 5 に示す。

平成 28 年度末の一般粉じん施設数は 69,324 施設であり、平成 27 年度末より、64 施設減少している。また、種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表 6 に示すとおり、コンベアが 40,745 施設 (58.8%) と最も多くなっている。

表 5 一般粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成 24 年度	69,048	64,089	4,959	9,931
平成 25 年度	69,341	64,289	5,052	10,096
平成 26 年度	70,084	64,799	5,285	10,193
平成 27 年度	69,388	64,668	4,720	10,166
平成 28 年度	69,324	64,572	4,752	10,209

(注 1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注 2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

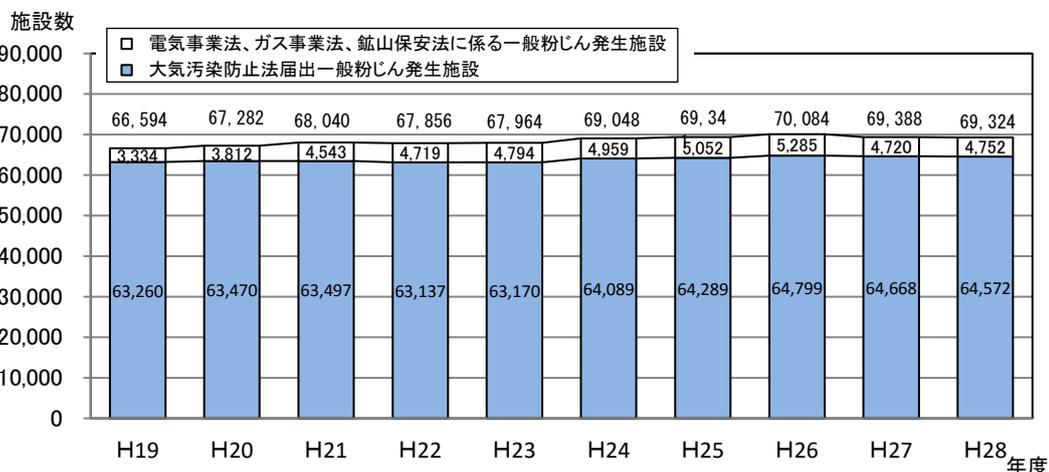


図 5 一般粉じん発生施設数の推移

表6 種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
コンベア	40,745	58.8
堆積場	11,979	17.3
破碎機・摩砕機	10,023	14.5
ふるい	6,493	9.4
コークス炉	84	0.1
合計	69,324	100

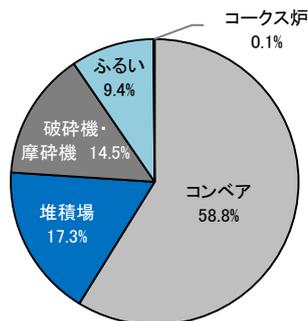


図6 種類別の一般粉じん発生施設数の割合

(4) 特定粉じん発生施設

平成18年度末に6施設あった特定粉じん発生施設は、平成19年度末までに全て廃止されている。
 ※特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

(5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表7及び図7に示す。平成28年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は12,474件であり、平成27年度よりも2,157件増加している。なお、平成28年度におけるその内訳は、通常の解体工事等に係るものが12,413件、災害その他非常の事態の発生によるものは61件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合は表8に示すとおり、改造・補修作業が7,214件と最も多くなっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

年度	実施件数		
	全件数	通常解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの
平成24年度	9,648	9,625	23
平成25年度	10,062	10,016	46
平成26年度	10,706	10,647	59
平成27年度	10,317	10,243	74
平成28年度	12,474	12,413	61

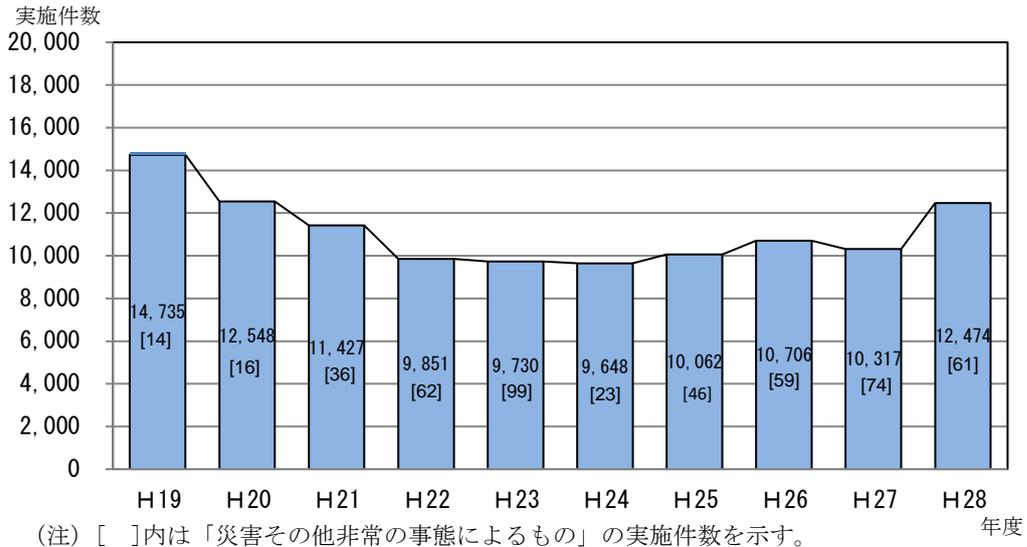


図7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

種類	件数	割合 (%)
改造・補修作業	7,214	56.2
解体作業	3,915	30.5
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業	1,706	13.3
解体作業のうち、予め特定建築材料を除去することが困難な作業	7	0.1
合計	12,842 (12,474)	100

(注) ()内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

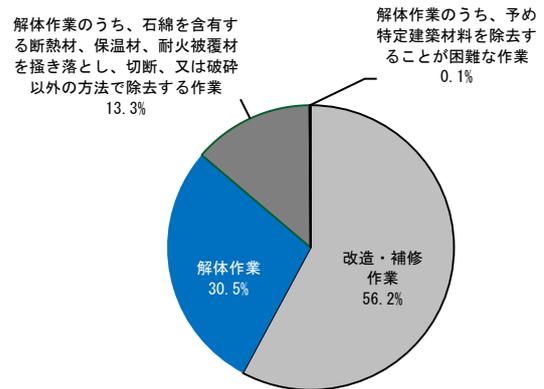


図8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数の割合

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査を実施した工場・事業場数等の推移を表9に示す。

平成28年度に都道府県等が立入検査を実施した工場・事業場数等は40,548件(平成27年度:33,896件)あり、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが14,427件、特定粉じん排出等作業場に対するものが23,703件となっている。また、特定粉じん排出等作業場に対する立入検査を実施した件数は、平成28年熊本地震の発生により損壊した建築物等への立入検査が行われたこと等により、大きく増加した。

表9 立入検査を実施した工場・事業場数等の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	14,970	15,218	14,731	14,041	14,427
揮発性有機化合物排出工場・事業場	748	718	687	615	604
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,666	1,789	1,622	1,767	1,814
特定施設(注)設置工場・事業場	3	※3	3	3	0
特定粉じん排出等作業場	6,110	6,111	15,178	17,470	23,703
合計	23,497	※23,839	32,221	33,896	40,548

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

※ 報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。

(2) 行政処分

行政処分を実施した施設数等の推移を表10に示す。

平成28年度に都道府県等が行政処分を実施した施設数等は7件(平成27年度:8件)であった。

表10 行政処分を実施した施設数等の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画変更命令施設数(ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令作業場数(特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令施設数(ばい煙発生施設)	0	0	0	1	1
改善命令又は一時使用停止命令施設数(揮発性有機化合物排出施設)	0	0	0	0	2
作業基準適合命令又は一時停止命令施設数(一般粉じん発生施設)	※2	0	0	0	0
作業基準適合命令又は一時停止命令作業場数(特定粉じん排出等作業)	1	0	1	7	4
事故時の措置命令施設数(特定施設)	0	0	0	0	0
その他命令施設数	0	0	0	0	0
合計	3	0	1	8	7

※ 報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。

(3) 告発

平成 28 年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は 0 件（平成 27 年度：0 件）であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移を表 11 に示す。

平成 28 年度に都道府県等が行政指導を実施した施設数等は 10,185 件（平成 27 年度：7,219 件）であり、その内訳は、特定粉じん排出等作業場が 4,971 件と最も多く、次いでばい煙発生施設が 4,422 件となっている。特定施設を除き、前年度より増加している。特定粉じん排出等作業場に対する行政指導を実施した件数は、立入検査を実施した工場・事業場数と同様、大きく増加した。

また、ばい煙発生施設に対する行政指導を実施した施設数のうち、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る推移を表 12 に示す。平成 28 年度のばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数は 813 件であり、そのうち改善が確認された施設数は 502 件であった。

なお、これらの行政指導の事例の中には、指導をした翌年度以降に改善を確認している事例等が含まれている。

表 11 勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
季節による燃料使用量基準適合勧告施設数 ^(注 1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SOx 指定地域内燃料使用量基準適合勧告工場・事業場数 ^(注 1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	2,968	3,432	3,605	3,755	4,422
行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	61	78	66	69	76
行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	547	395	480	562	716
行政指導作業場数 (特定粉じん排出等作業)	559	664	2,705	2,832	4,971
行政指導施設数 (特定施設)	0	2	0	1	0
行政指導施設数 (指定物質排出施設) ^(注 2)	0	0	0	※0	0
合計	4,135	4,571	6,856	7,219	10,185

(注 1) 法に基づく勧告である。

(注 2) 指定物質排出特定施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6（行令附則第 4 項関係）に係る施設をいう。

(備考) 文書によるものだけでなく、口頭その他の方法による行政指導も含まれている。

※ 報告件数に誤りがあったため、件数の修正を行った。

表 12 ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移

区分 ()内は改善が確認された施設数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
未測定による指導	501 (197)	674 (285)	692 (315)	551 (295)	775 (394)
測定結果の未記録による指導	1 (1)	1 (1)	12 (7)	76 (4)	1 (76)
測定結果の未保存による指導	15 (6)	26 (12)	35 (8)	31 (20)	36 (31)
虚偽の記録による指導	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	1 (1)
合計	※517 (※204)	※701 (※298)	※739 (※330)	※661 (※322)	813 (502)

※ 今回の調査から、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る内訳を追加し、施設数について精査をした結果、合計件数の修正を行った。